

2020年1月

当組合キャッシュカードご利用のお客様へ

笠岡信用組合

キャッシュカードご利用1日あたりの限度額の変更について

平素より当組合に対し格別のお引き立てを賜わり厚く御礼申し上げます。

近年、カードすり替え詐欺や偽造、盗難のキャッシュカードを使用した不正払出事件やATMによる振込め詐欺が増加しています。

当組合では、お客さまの大切なご預金を被害からお守りするため、キャッシュカードご利用1日あたりの限度額を下記のとおり変更いたしますのでお知らせ致します。

ご利用の種類	変更前	変更後
当組合ATMでのお引き出し額	合算で 100万円	合算で 50万円
提携金融機関のATMでのお引き出し額		
ATMでのお振込み額	100万円	50万円

○変更日

2020年4月1日（水曜日）

○対象となるお客様

個人のお客様でキャッシュカードをお持ちの方。（個人事業主のお客様を含みます）

※窓口等でご利用限度額を個別に設定されているお客様の変更は致しません。

○ご利用限度額の変更について

50万円を超えるご利用限度額をご希望のお客様、または50万円未満のご利用限度額をご希望のお客様は、当組合窓口または担当者に変更のお手続きをお申し出ください。（お手続きの際には、普通預金届出印鑑およびご本人の確認ができる書類をご持参ください）

ご不明な点がございましたら、当組合の窓口へお問い合わせください

笠岡信用組合